

発議案第20号

脳脊髄液減少症の保険適用の要件緩和と治療法の確立を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、脳脊髄液減少症の保険適用の要件緩和と治療法の確立を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

脳脊髄液減少症の保険適用の要件緩和と治療法の確立を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力等、全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症（漏出症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が全国各地から国へ数多く寄せられ、山形大学を中心に関連 8 学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成 28 年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療としてブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、患者の中には、保険適用（J007-2）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を満たさない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は 1 か所とは限らず、頸椎や胸椎でも頻繁に起こることが報告された。頸椎や胸椎でブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要があるが、診療上の評価がされていないため、全国的にブラッドパッチ療法を実施する医療機関は減少している。

よって、本市議会は国に対し、上記の現状を踏まえ、脳脊髄液減少症（漏出症）の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 脳脊髄液減少症（漏出症）の症状において、起立性頭痛を認めない場合があることから、保険適用の要件の注釈に「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

八千代市議会

提出先

文 部 科 学 大 臣 様

厚 生 労 働 大 臣 様

国 土 交 通 大 臣 様